

養豚の共同経営とその实例

小林 茂

まえがき

多頭羽数飼育に必要な資本、土地、労力等の隘路を克服して生産性を高め、収益の増大をはかる一つの方法としての畜産の共同化は、戦後農家の観心を集め、東京都下においても既に実行にうつしたり、或は実行にうつそうという意欲に燃えている農家も見受けられるようになった。

しかしながら、一口に共同経営といっても、生産量程の一部だけの共同化から全面的な共同経営に至るまでいろいろな段階があり、又家畜の種類によっても運営の方法が異なり、さまざまな形態がとられている。

最近東京都下西多摩郡福生町に農山漁村振興特別助成金によって豚舎を建て、肉豚の生産から販売までを共同で実施している12戸の農家があるので紹介する。この共同経営は各人の農業経営はそのままにして、他に新しく共同経営体をつくるという形であり、いはば副業的な共同経営である。そこでこの様な形の経営の場合と自家経営とのつり合い、資本の構成などに重点をおいて調査を行った。

1. 西多摩郡福生町の概況

福生町は西多摩郡の東南端に位置し、南西に多摩川を控えた平坦地である。国鉄青梅線、八高線が南北に走り、町内には4つの駅がある。

概況を表示すると、第1表から第4表の通りである。

第1表 産業別戸数と人口 (35. 1. / 現在)

	農業	林業	鉱業	工業	商業	交通業	公務 自由業	その他 有業	無業	合計
戸数 (戸)	374	1	57	297	509	211	1,522	1,603	410	4,984
人口 (人)	2,482	10	288	1,573	2,509	925	6,298	4,938	1,695	20,651
人口割合 %	7.5		1.2	5.0	10.3	4.3	30.5	33.0	8.2	100

(註) 農業の374戸は専業2第1種兼業の合計戸数

第2表 地目別耕地面積 (単位 10a)

総面積	田			畑 普通畑	樹 園 地				その他
	一毛田	二毛田	計		果樹園	茶園	桑園	計	
2,362	254	112	366	1,665	7	35	260	302	29

第3表 家畜飼育状況

	乳牛	豚	備羊	山羊	兎	鶏
飼養戸数	46	121	2	11	14	151
頭数	126	359	2	33	14	8,500

第4表 産業別年間生産額と1戸当り平均所得

	農作物	事業	給与	合計	1戸当り 年間所得
金額(円)	99,465,000	245,632,000	844,788,000	1,192,885,000	239,640
割合	8.3	20.6	71.1	100%	239,640

即ち、農家は522戸で、総戸数4,984戸の10%に当り、内兼業は407戸で、約80%が兼業農家となっており、農家の子弟の大部分は他に職業を求めて現金収入を得ており、農家生活は比較的良い。

農家の特色としては、経営規模が非常に小さく、1戸当り平均30a弱で、その経営の大部分は老人や婦女に委ねられ、米、麦、薯作が中心である。

現在町の1/3は米単によって基地化し、それに伴うハウスが乱立して、農地は減少の一途をたどっており、経営規模の縮小に伴って兼業農家が急増し、農業振興意欲の減退はいちじるしいものがある。しかし急速な都市化と激しい市場競争、農作物の商品化に伴い、この地域の農業も、これに対応した体制の整備に迫られて、従来の主食中心から畜産園芸部門の拡大に重点をおいて、高度節約経営を確立しようとしているのが現状である。

畜産部門については、福生地域農業振興協議会の計画によると、昭和39年度迄に乳牛は2.5倍、豚は7.4倍、鶏は5.7倍にふやす予定である。

2. 永田養豚組合の状況

(1) 共同化の動機と経過

前述したように、福生町の耕地面積は減少の一途をたどり、畜産部門に今後の活路を見出す為には飼育頭数の増加を図つても、個人での耕地では既に限界に達している様な状況であった。

それで能率的なデンマーク式豚舎を建て、その資金を国及び町の補助金によってまかない、飼育管理から出荷までを共同で行う事とした。従来、福生町には種豚組合があったが、余り活動していなかった。この組合の一部、永田文部の12戸が新たに永田養豚組合を設立して共同経営を行う事とした。12戸の家族構成と経営内容を示すと第5表の通りである。

第5表 組合員の家族構成と経営内容

組合員 順番	家族数		職業従事者		田	畑		山林 原野	宅地	養豚 頭数	乳牛	山羊	羊	肉豚	種豚	採卵 鶏	種鶏	
	男	女	男	女		青 田	木 田											
1	6	3	2	1	3.2	5		5	5	20				4			30	
2	3	5	2	1	4.7	3.2		2.4	8	20		1		1			50	
3	5	5	2	1	3.0	2.5			12	20	1		1	1			20	
4	7	4	1	1	3.5	10.0	3.0	2.2	10	10	3			1			25	
5	2	1	1			6.5			4	1							15	
6	2	1	1	1	2	2.5			7	20	1			15	1		30	
7	3	2	1		2.3	3.0			7	10	3			2			20	
8	4	5	2	1	5.5	6.5			7	10	4			1			10	
9	4	3	2	1	4.4	3.0			6	15	10			20			3	
10	4	3	2	1		7.6			10	15				2				430
11	4	3	1	1	1.0	2.0			12	20				1	3			500
12	4	1	1	1	1.4	3.8			6	25					2			30

いづれも町の平均耕地面積以上の耕地を有し、養豚経験年数も10年以上であり、共同経営以外に他の家畜を自家で飼養している。

昭和35年2月27日発起人を定め、津森川田名町養豚組合のデンマーク式豚舎を見学し、組合の運営について種々研究の上3月30日に福生町農業委員会に認可申請を提出し、6月6日永田町養豚組合結成設立式を行った。6月6日豚舎建設工事の入札を行い、10月12日起工式、12月2日の完成受理した。

その間子豚の入手について種々打合せを行い、都内から集める事とし、西多摩郡の子豚生産地である秋多町種豚組合に交渉したが、希望する子豚を得られず、結局、高崎市啓蒙畜市場から購入することとし、1月22日、2月2日、2月12日の3回に50頭づつ、計150頭導入して業務を開始して今日に至っている。

(2) 永田町養豚組合の規約

永田養豚組合の規約は次の通りである。

目 的

第1条(目的) この組合は地域内における養豚農家の組織を強化し、養豚技術の向上、施設の改善等を図るとともに、高度集約の経営を確立し、もつて養豚振興の発展を期する事を目的とする。

第2条(名称及び事業所の所在地) この組合は永田養豚組合と称し、事業所は福生町農業協同組合内におく。

第3条(区域) この組合の区域は福生町永田全域とする。

第4条(組織) この組合は前条に定める区域内に住所を有するもので、養豚に関係し、組合の主旨に賛同するものを以て組織する。

第5条(事業) この組合は第1条に定める目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 組合員の相互連絡及び知識の交流
- (2) 養豚振興のため計画樹立
- (3) 講習会、研究会の開催
- (4) 調査研究資料の配布
- (5) 飼料の共同購入体制推進及共販体制の確立
- (6) 施設の改善及び優良品種の導入
- (7) その他目的達成に必要な事項

第 6 条 (役員) この組合に次の役員をおく。

組合長 1名、副組合長 2名、理事 5名 会計 1名
監事 1名

第 7 条 (役員の出仕) 理事及び会計並に監事は總會において選出し、組合長、副組合長は理事の中から互選する。

第 8 条 (役員任期) 役員任期は2年として再選を妨げない。役員に欠員が生じたときは速かに補選を行い、補欠の役員任期は前任者の残存期間とする。

第 9 条 (役員任務) 組合長はこの組合を代表し会務を総理する。副組合長は組合長を補佐し、組合長事故あるときはその職務を代理する。理事は会務を総理する。会計は経理事務に従事する。監事は業務及び経理を監査する。

第 10 条 (支部) この組合に地区支部を設置する。支部長は地区支部より選出するものとする。

第 11 条 (顧問、相談役) この組合に顧問、相談役をおく事が出来る。顧問、相談役は会長が推選する。

第 12 条 (總會) 總會は定例会と臨時会とし、組合長が召集しその議長となる。定例会は毎年4月に開催することとし、臨時会は組合長が必要に応じ召集する。

第 13 条 (議事) 總會は次に掲げる事項を審議する。

1. 役員の出仕及び解任。
2. 事業計画並に収支予算
3. 事業報告並に収支決算
4. 規約の改正。
5. その他必要な事項

第 14 条 (議決) 總會の議事は出席者の過半数を以て決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第 15 条 (役員会) 役員会は必要に応じ組合長が召集し、次に掲げる事項を審議する。

1. 總會に提出する議案の作成。
2. この組合の運営に関すること。
3. その他必要な事項

第 16 条 (幹事) この組合に幹事若干名をおく。幹事は組合長の指揮をうけ、事務に従事する。

第 17 条 (帳簿簿の整備) この組合は次に掲げる帳簿または書類を備えなければならない。

1. 組合員名簿
2. 役員名簿
3. 現金出納及びその証拠書類
4. その他必要なる帳簿書類

第 18 条 (経費) この組合の経費は会費、補助金、寄附金その他の収入を以つてあてる。

第 19 条 (事業及会計年度) この組合の事業及び会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 20 条 (規約施行について必要なる事項) この規約に定めるものの外必要なる事項は役員会において別に定める。

附 則 (1) この規約は昭和 35 年 6 月 6 日より施行する。

(3) 事業開始時の計画

事業開始に当り、今後 3 年間の飼育頭数と第 1 年目における収支予算書を作成したが、表で示すと、第 6 表と第 7 表の通りである。

第 6 表 年間飼育頭数

	第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次
飼育頭数	250	300	300
事故頭数	0	0	0

第 7 表 第 1 年目に於ける収支予算書

収 入			支 出		
区 分	金額	摘 要	区 分	金額	摘 要
肉豚代 250 頭分	4,600,000	67日 ^{25K} 1kg 215日/1頭 18,400	飼料費	2,000,000	1頭当り 6ヶ月で 8,000 円
			人件費	65,700	1日の日給600円とLZ 1日、3分 ¹ 分 ¹ 180円
			衛生費	25,000	1頭 100 円
			管理費	9,800	電気代その他
			租税公課	14,400	
			事故引当金	2,500	
			選抜費雑費	25,000	1頭、100 円
			子豚代	1,250,000	1頭、5,000 円
			償却費	40,000	耐用年数 房屋 20年、機械器具 10年
計	4,600,000		計	3,543,000	

即ち1年目には250頭の肉豚を出荷して、利益金1,054,900円を計上し、1戸当りの分配金が88,075円、1頭当りの利益金が4,220円という計画であつて、事故見積は無かつたが、5~10%位の事故を見込むのが至当であろう。

(4) 業務開始以来今日までの経過

35年6月6日業務を開始してから、36年8月31日までの経過は次の通りである。

1) 豚舎と施設

豚舎はデンマーク式豚舎で、スレートかわらぶき215平方m(65坪)で、用地は古谷政吉氏所有の455平方m(135坪)の土地を24,500円で買収して当てた。周囲は水田にとり囲まれた静かな所である。

チョッパー2台と飼料を煮るかまど1基、飼料倉庫1棟がある豚舎は27m(9尺)×3,3m(11尺)が16あり、1房8頭収容である。

2) 現在飼養中の豚

昭和36年9月20日現在飼養中の豚は全部で165頭である。素豚は近在の生産地帯から集める予定であつたが、故が多いので、結局、高崎の市営家畜市場から購入した。

作業が1日交代で人が来るので、事故を防ぐため、出来るだけ大きくなつた子豚を集めることとし、11kg(3×)を目標としている。現在までにへい死したのは14頭で、原因は破傷風、肺炎、皮膚病で、購入して間もない幼豚期の事故が多い。

3) 資本の構成

資本の構成を各項目別に分析すると第8表の通りである。

第8表 資本の構成

	出資金		借入金		補助金		合計
	金額	%	金額	%	金額	%	
土地	270,000	100	0	0	0	0	270,000
豚舎	459,000	349	273,000	207	582,000	344	1,314,000
子豚	360,000	239	1,141,000	76,1	0	0	1,501,000
飼料	0		1,050,000	98,1	20,000	1,9	1,070,000
合計	1,089,000		2,464,000		602,000		4,155,000
割合	26,2%		59,3%		14,5%		100%

即ち、借入金が全体の約 60% を占め、自己資金は 26.2% で、1 戸当り 85,000 円となっている。飼料の購入には自己資金は全然使用せず、借入金によってまかなっている。

補助金は、国庫補助が 582,000 円を、豚舎の建設とチョッパーに対するものであり、町からの補助金は 20,000 円で、備品、消耗品に使用している。

4) 借入金の内訳とその返済

借入金の内訳とその返済状況は第 9 表の通りで、借入金はすべて農協からである。

第 9 表 借入金の内訳と返済

年月日	借入(円)	返済	目的	支払利息
35.12.26	220,000		豚舎	
36.4.22		220,000	"	8,048
36.2.22	53,000		"	
36.2.22		53,000	"	986
小計	273,000	273,000		9,034
36.1.24	328,800		子豚購入	
36.7.1		203,805	"	15,782
36.7.24		124,995	"	863
36.2.3	347,700		"	
36.7.24		96,277	"	17,941
36.8.7		251,423	"	1,056
36.8.23	216,400		"	
36.8.23			"	
小計	1,141,000	676,500		35,642
36.1.30	300,000		飼料購入	
36.8.21		300,000	"	17,136
36.5.31	350,000		"	
36.8.21		200,000	"	8,134
36.8.23		150,000	"	84
36.7.1	200,000		"	
36.8.23		90,000	"	2,968
36.8.7	200,000		"	
小計	1,050,000	740,000		28,302
合計	2,464,000	1,689,500		72,998

約 8 ヶ月の間に 2,464,000 円を借入れ、その中 1,689,500 円を返済し、774,500 円の残となっている。利息は豚舎の建設と子豚購入のものにつ

いては日次3頭、飼料購入の資金は借入と同時に農協の貯金口座に組入れられ、農協から飼料その他の物品を買入れる以外に貯金を引出す事が出来ない仕組になっているので、日次2,8頭となっている。しかし子豚購入と飼料購入は殆んどすべて借入金によって賄っているので、支払う利子も大きく、第1回の肉豚を出荷すると同時に、直ちに返済にあて、出来るだけ負担を軽くするようにしている。又農協へ働きかけて金利の引下を願っているが、中々難しい状況である。

5) 肉豚の出荷

肉豚は大体78kg(21貫)から90kg(24貫)を目標として出荷し、2人の業者を通じて福生町と場で解体し、枝肉販売を行っている。現在まで出荷した頭数と金額は第10表の通りであった。芝浦と場の枝肉相場と殆ど同値であり、良質の肉豚を生産している。

第10表 肉豚の出荷

年月日	頭数	金額(円)	単価(円)	芝浦と場枝肉相場(円)	1頭平均価格
36. 6. 30	12	203,805	335	335	16,983
" 7. 22	14	237,917	315	315	16,994
" 7. 24	10	164,732	315	315	16,443
" 7. 28	1	8,312	300	300	8,312
" 7. 31	10	172,344	325	325	17,234
" 8. 9	4	69,481	325	325	17,340
" 8. 12	12	207,473	325	325	17,289
" 8. 16	7	121,671	325	325	17,410
" 8. 18	7	117,671	325	325	16,732
" 8. 21	12	202,661	325	325	16,889
" 8. 26	7	118,803	325	325	16,972
" 8. 28	12	207,835	325	325	17,319
" 8. 29	7	117,127	315	325	16,732
計	115	1,950,036	315	315	

6) 飼育管理

組合員の家は豚舎から徒歩で10分以内のところにあり、作業は1日交

代で行っている。朝、昼、夕の3回、給餌と清掃に豚舎に通い、それ以外の時間は自分の家の作業に従事している。1日の所要時間は大体2時間から3時間位である。そして毎日飼料の給与量、豚の健康状態について月誌をつけて、次の当番へ引きついでいる。豚が病気になつたとき、或は出荷のときには、全員が集り協議する。毎月1日に全員集つて運営について相談をしている。

飼料は、幼豚期にはフーレットを与え、それ以後は配合飼料50%、米糠30%、碎麦20%の割合で与え、又残飯は近所の養豚場から煮たものをドラム缶1本1,100円で購入している。

7) 収支の状況

36年8月末迄の損益計算書と貸借対照表は第12表と13表の通りであつた。

第12表 損益計算書 (自³⁵4.1 至³⁶8.31)

損失の部		利益の部	
子豚代	1,501,065	肉豚売上	1,950,036
飼料費	1,331,950	柵卸豚	1,075,000
飼育労働費	53,040	受入利息	1,649
器械器具償却費	4,640	雑収入	3,613
建物償却費	31,600	当期総損失	24,995
創設費償却	3,000		
事務用消耗品費	1,600		
保健衛生費	16,280		
修繕料	27,000		
光熱費	1,990		
雑費	10,130		
支払利息	72,998		
	3,055,293		3,055,293

柵卸豚は、8月31日現在育成中のもので、2月21日導入20頭、6月22日導入50頭、8月22日導入50頭の見積価格である。

飼育労働費は、1日8時間で、600円、1時間75円とし、飼育管理

第 13 表 貸借対照表 (皇 35, 4, 1 / 36, 8, 31)

現金預金	200,098	借入金	754,500
消耗品	3,105	共同出資金	1,089,000
備品	13,862	組合費	26,100
機械器具	65,110	補助金	602,000
土地	245,000	未払労働費	53,040
建物	917,470		
棚卸豚	1,095,000		
当期総損失	24,995		
	2,544,640		2,554,640

に要する時間を 2.5 時間とし、1 月 22 日から 8 月末までを計上し、子豚購入、その他に要した時間を全体の 30% 増とした。

豚舎の耐用年数は 20 年、機械器具は 10 年とした。以上の結果、当期における総損失は 24,995 円であった。

(5) 昭和 36 年度の計画

第 14 表 36 年度事業計画

科 目	金 額	備 考
人工防除費	9,000	4 月から 10 月まで 30 回、1 回 300 円
豚工し予防注射	20,000	1 頭 100 円、200 頭
子豚導入費	1,232,000	7, 9, 12, 2 の各月 30 頭ずつ 1 頭 8,000 円 雑費 1 回 8,000 円
寄生虫駆除費	20,000	
子豚専用舎建設費	130,000	
先端地見学費	7,500	
研 究 会	15,000	
豚舎修繕費	20,000	
堆肥舎建設費	40,000	
合 計	1,496,500	

ま と め 検 討 と 反 省

(1) 協力体制について

酪農の共同経営と異なり、養豚の場合は自給飼料を多く必要としないので、各農家の経営面積の違いによる階層差というものは一応除外されるから事業開始に当っては比較的問題はない。永田養豚組合の場合も、元々養豚組合の同じ支部員であり、距離的にも近いところにかたまっているので、約8万円の出資金により、円滑に事業が開始された。

小人数による共同経営の場合は、ノ人の意見の相違が共同経営全体に致命的な打撃をあたえることがあるが、多人数の場合は、ノ人又ノ人の感情的な対立も全体の中につままれてしまい、中々表面に表れて来ない。しかし、この小人数意見を無視して行くと、各人の真剣味が乏しくなり、計画通り事業が運営して行かなくなる恐れがある。出来るだけ多く話し合いの機会を持つようにして、各人が事業の実態についてすみずみまで把握するよう心掛けるべきである。

(2) 自家経営とのつり合い

共同経営に参加している各農家は皆経営規模が大きく、作業に伏事している人も一家の中心となって働いている人達である。そして共同経営の目的はあくまでも収益の増大にあるのだから、たとえ共同経営によって10万円の収益があっても、自分の仕事がおろそかになって10万円の減収となれば、プラス、マイナス0である。

現在でも農はん期になると、どうしても自分の家の仕事を手放す事が出来ず、他の組合員に交代して貰っている人もいるようである。この点を考えて、労力の配分について、なお一層考慮すべきである。

(3) 資本の構成について

この共同経営体の資本構成をみると、自己資金が全体の26.2%、借入資本が57.3%、補助金が14.5%となっている。

普通借入金は30%位におさえ、少なくとも50%以上は自己資金を出資するのが健全な経営と考えられている。しかし共同経営に参加する農家の経営内容がそれぞれ異なり、平等出資の建前から、どうしても最低出資者に抜調を合せる事となり、借入金の割合が大きくなり勝ちである。もつと

も、この場合、建設費の 44.8% にあたる 582,000 円という補助金があるが、これは他人流用することの出来ない金である。借入金に対して、日戻り貸(年利ノ割ノ分)の利息を払っている。この高い金利が共同化推進の大きな難点となっている。勿論共同化の投資といつても、設備投資と運転資金があり、性質が異なるので、一概には考えられない。

畜舎、機械器具に投じられる一般の設備資金は3分位の低利資金で10年乃至15年償還が理想的な金利と考えられている。

運転資金についてはム分が限度であろう。そこで出来るだけ大きな資本を固定する事をさせ、運転資金に回す方が得である。そしてこの資金の動かし方の上手下手が経営に決定的な影響を及ぼす事になる。利子率より利潤率の方が高ければ、次の追加借入が可能であるが、その逆の場合は借金がふえるばかりで、ノ支の利潤も上らず、何のために妨げているのか解らないという事になる。養豚全般については、大体において後者の場合が多いので、なるべく始のうちは返済して借金の負担を少くした方が得であると言う計算になる。

この共同経営の場合も、豚舎建設の借入金を4ヶ月以内に返済し、借入金2,446,000円の約70%にあたる1,689,500円を1年又ヶ月で返済したのは賢明である。しかしこのため事業開始以来ノ支の報酬もない。最初から3年間位は無報酬で頑張ろうという強い決心で始めたとのことであるが、人間の忍耐にも限界がある。肉豚の出荷も始まり、生産出荷と一応事業も軌道にのり、借金も70%返済したのだから、この辺で一応報酬の事も考えた方がよいと思う。

いずれにしても、共同化推進の一大隘路である金利については、農家自身も国や市町村に働きかけて利子補助を行わせる努力が必要である。さもないと切角芽を出し始めた共同化も途中で枯れてしまうだろう。

(4) 多頭飼育に伴う問題点

共同化による収益の基礎は、大規模生産と大量販売による利益を得る事にある。すなわち養豚の場合は、多頭飼育の施設と飼育施設とが重要であり、良質の養豚を入手すること、作業能率のよい豚舎を完備すること、飼料効率を高めることがその基礎となる。

これらの点について検討すると、まず養豚については、大部分を高崎の市場まで行って購入している。このために何人かの人達が丸ノ日つむす事になり、自分の希望する豚も入手出来ず、豚舎もあいている時が出来てくる。やはり自分達ではん種豚を持ち、子豚の生産から出荷までを一貫して

行方何へ行くべきである。

しかし現在の段階では、この経営の成立基礎は余剰労働力の完全利用という事であり、年間出荷予定数の5~10%のはん種豚をもつ事は、相き大きな負担となろう。雇傭労働力の氣についても考えてゆかねばならない。

また入豚后1~2ヶ月における事故が多い。この時期の管理は以前の養育に及ぼす影響も大きいから、毎日交代で運つた人が管理するというのは考へものである。技術的にすぐれた人が専任で、その間だけ管理するののも一つの方法である。

次に、多頭飼育に伴う問題として、糞尿処理の問題がある。

これは現在東京都の畜産全体について問題になっている事であるが、農耕地が減少するのと並にノリ当りの家畜飼養頭数が増加している現在、多頭飼育農家共通の悩みとなつている。この共同経営でも冬期間は田に還元しているが、それ以外の時期には捨てる場所がないので、豚舎の一隅に糞掘りの穴を掘っている。しかし、周囲が水田にかこまれた場所なので、水田に及ぼす影響も考えられるので、浄化装置を考慮すべきである。又防疫の問題は多頭飼育にとっては致命的な影響を与える問題として特に重要である。豚舎の消毒と予防注射を完全に実施し、簡単な病気は自分産で手ぎをする位の疾病に対する知識を身につけておく事が大切である。

次に管理上の問題であるが、作業はノリ交代で大体ノリ2~3時間位飼育管理に従事し、夜間は離れ豚舎にいなくなつてしまう。毎日作業日誌をつけて次の当番に送っているが、やはり細い点については見落とす氣も出てくると思われる。輪番制にするならばノリ間交代にすべきである。これは組合員全員が感していることであり、給飼をするにしても個々の豚の健康状態その他について正確につかみにくいのが一番困るという話だつた。

次に多頭飼育の有利性の一つとして、酪農の場合には大量取引による特別乳価という氣があげられるが、肉豚の場合はこの様な恩恵を受ける事は殆んどないのでなかろうか。しかしこの利点も市場条件の变化によつて不安定なものであり、あくまでも大経営の優越性は生産費の低下という点で示されなければならぬ。このような意味からも飼料の購入方法、自給飼料の活用、給与飼料の質と量等の問題について一番の工夫と努力が重要である。豚1頭5,000円から6,000円で購入し、8,000円の飼料費をかけて1頭15,000円位で売つたのでは労費その他の全費を含めて計算すると完全に赤字となる。価格安定のための政策も重要であるが、何と云つても、親家の技術向上が先決問題である。